

令和3年度 第1回大町市上下水道事業経営審議会 議事録

日時 令和3年9月30日（木）

午後3時から

場所 大町市役所 東大会議室

【日程】

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 委員の紹介
- 5 諮問
- 6 審議会条例、審議日程（案）及び情報公開について
- 7 公共下水道事業及び農業集落排水事業の会計処理について
- 8 審議事項
 - 1 大町市の下水道使用料について
 - （1）現在の下水道使用料体系
 - （2）下水道使用料の過去の答申経過
 - （3）下水道使用料収入等の推移
 - 2 下水道使用料算定について
 - 3 大町市の下水道処理区について
- 9 その他
 - 1 次回開催日について
 - 2 その他
- 10 閉会

【出席者】

○出席委員（敬称略） 13名

松田 邦正	竹村 武人	塩入 博仁	古川しげ子	矢口 博文
北澤 伸夫	和田 重信	越山 令子	内山 重喜	縣 亮太
水久保 節	山田 賢一	越野 慈夫		

○欠席委員（敬称略） 1名

松澤 大成

○事務局

古平建設水道部長 松宗上下水道課長 荒井お客様係長兼課長補佐
吉原下水道施設係長兼課長補佐 竹村経営係長兼課長補佐
倉科経営係主査 松澤経営係主事

《開会 午後3時》

1 開会

課 長：皆さんこんにちは。ご案内をしましたお時間となりましたので、始めさせていただきます。

それでは、只今より、令和3年度第1回大町市上下水道事業経営審議会を開催いたします。しばらくの間進行を務めさせていただきます、上下水道課長の松宗と申します。よろしくお願いいたします。

本日は今年度入って初めての審議会ということで、本年度は下水道料金の関係についてお願いをするところがございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、次第に沿って進行を進めてまいります。

次第の2番になりますが、市長あいさつということで、牛越市長よりご挨拶を申し上げます。

2 市長あいさつ

市 長：皆さんこんにちは。牛越でございます。開催に当たりご挨拶申し上げます。

本日は大変お忙しい中、委員の皆様方には第1回となります、大町市上下水道事業経営審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また松田会長さんをはじめ、委員の皆様には、日頃から市政の推進に温かいご理解とご協力をいただいておりますことに、心から感謝申し上げます。

まず新型コロナウイルス関連でございます。全国19の都道府県に出されておりました緊急事態宣言も本日から全国で解除され、また県内でも27日に一斉に警戒レベルが引き下げられました。当北アルプス圏域では、いわゆる警戒レベル1、平常な状態になったわけでございます。しかしながらまだ完全な終息にはなかなか見通しがつかない状況にありまして、この新型コロナウイルス感染症は、当市においても対策の一番大きな決め手になりますワクチン接種も順調に進められているところでございます。そうした中で、ご出席の皆様方におかれましてはこうした状況に置かれましても、なお基本的な感染防止対策にご留意いただき、この状況が一日も早く解消され、平穏な日々が戻りますことを願うところでございます。

さて、委員の皆様におかれましては、昨年度の水道事業に引き続き、今年度におきましては、下水道事業の経営につきましてご審議いただくこととなります。後ほど、私の方から諮問を申し上げる予定とさせていただきます。

大町市はご覧のように信濃川水系の最上流部に位置しており、自分たちが使用した水を再びきれいな姿にして、自然に戻すことが私たち大町市民のさらなる大きな使命でございます。そうした中で、下水道事業は、事業に伴う収入で経営しなければならない、その経費で賄い、自立性、独立性をもちながら事業を継続していく、独立採算制の原則が適用されております。その中で、下水道使用料の改定にあたりましては、事業の安定性や継続性、また一方で、市民生活や市内の産業経済の活動の影響という、2つの相反する課題について調整を

図っていくこととなります。ご出席の皆様には時には大変難しいご判断をいただくとは思いますが、委員皆様方の豊富なご経験、そしてそれぞれのお立場から慎重にご審議をいただき、大町市における下水道事業の経営状況を確認いただきながら、十分ご検討いただきたいと存じます。

大変お世話になりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

課 長：引き続きまして、次第の3番になります、会長あいさつということで、松田会長よろしく願いいたします。

3 会長あいさつ

会 長：皆さんこんにちは。お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

今年の8月は台風がきまして、一番いいところ、お盆のところを雨にやられてしまいまして、市内の観光事業等、せっかく少しいいかなと思っていたところ出鼻をくじかれたような状態でした。9月に入ってから、だいたいいつもの9月らしい天気になっていくかなと思っておりませんが、今、台風16号が来ておりまして、この辺はあまり影響はないでしょうということで一安心というところでございます。

さて、皆様方には今日からまた下水道事業につきまして、第1回目の審議をしていただくこととなります。下水道の方は上水道と違って、決算書の見方とか少し複雑なところがございますけれども、事務局の方でだいぶ努力してくださっているようで、いろいろなものの見方、表の見方等わかりやすく作ってくださっておるようでございますので、ご安心いただいて審議を進めていただきたいと思います。それでは早速、審議の方に入りたいと思います。よろしくお願いいたします。

4 委員の紹介

課 長：ありがとうございました。

続きまして次第の4番になります、委員のご紹介をさせていただきたいと思っております。お手元の資料の中に委員名簿がございますが、ご覧いただきたいと思います。

今回の委員の皆様につきましては、今年1月に新たに委嘱をさせていただきますところ、1名、常盤選出委員の上一住宅の古川しげ子様が本年の4月21日より代わられたということで、ご紹介をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

課 長：はい、ありがとうございます。

続きまして、本日の会議を欠席ということで、事前にご連絡をいただいている委員の皆様がいらっしゃいますので、ご紹介いたします。平地区連合自治会選出の松澤委員は所用によって会議を欠席ということで連絡をいただいております。

ます。委員の皆様については以上となります。

続きまして、職員の関係でございます。事務局職員につきましても、令和3年度人事異動によりまして一部職員が代わっております。改めて一人ずつ職員の自己紹介をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

部長：皆さんこんにちは。この春から建設水道部長ということで仰せつかっております古平隆一と申します。よろしくお願いいたします。昨年度の水道料金のご審議に引き続きということで、今回、下水道料金のご審議をいただくということになっております。だいたい月一回のペースで4回ほど予定しておりますけれども、今ご紹介あったように、事務局としましてもできるだけ丁寧な資料を、またそういった情報を出したらご理解をいただけるように考えております。ぜひよろしくお願いいたします。

下水道施設係長：4月より下水道施設係の係長として赴任しました吉原勝と申します。よろしくお願いいたします。

お客様係長：私は去年の4月から引き続きよろしくお願いいたします。お客様係長の荒井と申します。

経営係長：私は経営係長の竹村光江と申します。昨年度に引き続き皆様にお世話になりますが、よろしくお願いいたします。

事務局：皆様こんにちは。私は経営係の倉科史崇と申します。下水道の経理を担当しております。今年はお世話になります。よろしくお願いいたします。

事務局：経営係で庶務を担当しております、松澤と申します。昨年に引き続きよろしくお願いいたします。

課長：以上となりますが、よろしくお願いいたします。

それでは、次第の5番に移ります。ここで先ほどお話ありました、諮問をさせていただきたいと思います。牛越市長より松田会長の方をお願いしたいと思います。

5 諮問

市長：申し上げます。

大町市上下水道事業経営審議会会長松田邦正様。大町市長牛越徹。大町市上下水道事業について諮問。大町市上下水道事業経営審議会条例（平成6年条例第14号）第2条の規定により、下記につきまして、貴審議会の意見を求めます。

記、1、下水道事業の経営に関する事。2、公共下水道及び農業集落排水施

設の使用料に関すること。

以上でございます。大変お世話になります。よろしくお願いいたします。

課 長：ただいま諮問をさせていただきました。ほかの委員の皆さんのお手元の資料の中にも、今の諮問した写しの方が入っているかと思しますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

そこでご案内をさせていただきますが、牛越市長でございますが、この後他の公務がございまして、ここで退席させていただきますこととお許しいただきたいと思います。

市 長：途中で退席させていただきますが、お世話になります。よろしくお願い申し上げます。

課 長：それでは引き続き進めていきたいと思います。ここからは着座で進めさせていただきます。

それでは次第の6番になります、審議会条例、審議日程(案)及び情報公開について、事務局よりご説明を申し上げます。

6 審議会条例、審議日程(案)及び情報公開について

経営係長：それでは説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず審議会の条例についてご説明いたしますので、資料1をご覧ください。第2条になりますが任務について、でございます。審議会は、水道事業及び下水道事業、この条において上下水道事業という、の管理者の権限を行う市長、以下、管理者という、の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査及び審議する、ということで、先ほど市長からの諮問のとおりとなります。第1項の1号として上下水道事業の経営に関する重要な事項、今年度は下水道事業の経営に関する重要な事項となります。第3号、公共下水道及び農業集落排水施設の使用料に関する事項、以上につきましてご審議いただきます。第3条組織、第4条任期、第5条会長、それぞれお手元に配布してあります委員名簿のとおりとなります。第6条会議、審議会は会長が招集し、会長が会議の議長となる。第2項、審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない、となっております。条例につきましては以上でございます。

引き続きまして、審議日程についてご説明いたします。資料2をご覧ください。今年度の審議会につきましては、こちらにありますように全部で4回を予定しております。必要に応じまして開催回数に増減、変更する場合もございますが、現時点ではこの案で進めてまいりたいと考えております。なおその第2回にあります審議事項の2、下水道事業経営戦略の改定につきましては、平成28年度に策定しました経営戦略につきまして、今年度改訂する予定でおります。今現在作成中ですので、案が出来ましたら委員の皆様に送付しまして、審議会の中で皆さんのご意見をお聞きしながら改定する予定でおります。日程

につきましては以上です。

続きまして、上下水道事業経営審議会の情報公開について、でございます。資料3をご覧ください。大町市情報公開条例第7条第5項に基づきまして、大町市上下水道事業経営審議会の情報公開につきましては、令和2年度と同様の取り扱いとしたいと考えておりますので、ご確認いただきたいと思います。1、第三者の審議会傍聴についてですが、令和2年度における取り扱いについては、誰でもすべての審議会の傍聴を認める。しかし、具体的な審議事項における傍聴は認めない。2、審議資料・議事録等の文書の公開時期について、こちらも令和2年度における取り扱いは、審議途中は公開せず、答申終了後、すべてを公開する。3、議事録の公開内容について、令和2年度における取り扱いは委員名を仮名にして表記する。例ですがA委員、B委員となります。下の※印ですが、なお、議事録作成にあたっては、毎回の審議会終了後、事務局で議事録（案）を作成し、すべての委員の皆様へ送付して内容をご確認いただき、加筆、修正等の意見を出していただいた上で、正式な議事録にし、次回の審議会の冒頭で、審議会の了承をいただく予定であります。このような取り扱いとしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。説明は以上になります。

課 長：説明は終わりましたが、資料3の関係で補足させていただきます。情報公開についてです。資料3の裏面をご覧くださいと思います。第三者の傍聴の関係でございます。具体的な審議事項においては、遠慮していただくということの理由について触れさせていただきますが、裏面の真ん中の2番、さらに下の丸印の太字のところでございます。審議会において率直な意見の交換、若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある、または不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ、こういったことが考えられるということで、具体的な重要な審議の間については、ご遠慮いただくということとして前回ご承認をいただきましたので、ご確認をお願いしたいと思います。

それでは今の条例、それから審議日程(案)、情報公開につきまして、何かご意見等がございましたらお願いいたします。

(特になし)

よろしいですか。ないようですので、次に進めさせていただきます。

7 公共下水道事業及び農業集落排水事業の会計処理について

課 長：7番になります。公共下水道事業及び農業集落排水事業の会計処理についてということで、こちら報告事項ということでご理解をいただきたいと思います。資料のほうは報告資料をご確認いただきたいと思います。それでは説明させていただきます。

公共下水道事業、農業集落排水事業の会計処理におけます影響についてというタイトルになっておりますが、内容につきましてご説明申し上げます。

当市の公共下水道事業と農業集落排水事業は、平成26年に地方公営企業法

適用事業として公営企業会計に移行いたしました。また同年、企業会計制度の収益化等に関します会計基準の見直しが行われましたが、これら二つの事業は平成26年当初から令和元年までの6年間に おきまして、年度ごとに収益計上が必要とされます一般会計からの繰入金の収益化ができていなかったということがわかりました。また、既に収益化を実施しておりました国庫補助金、それから工事負担金についても、合計残高試算表と固定資産台帳の一部に不整合があったということが判ったところでございます。具体的には下の図をご覧くださいなのですが、図の中で上段、下段、両方ございます。上段の方が会計基準の見直しによります本来の処理方法でございます。下が6年間、市の方で行ってきた処理ということで記載してございますが、左側の方に資本的収入ということで国庫補助金、工事負担金、一般会計繰入金、こちらは資本的収入に入ります収入ということで、その真ん中の棚のような絵がございまして、一旦この繰延収益の長期前受金という棚に整理されます。その後で右側の方の図になります。翌年度以降、収益的収支の会計になりますが、そこに順次、施設の耐用年数に応じた収益化をしていくということで、黄色い部分の一般会計繰入金、これについても行っていくということで、会計基準が見直されたものでございます。下段の今までの処理につきましては、真ん中の棚の黄色いところ一般会計繰入金、吹き出しで表現してございますが、長期前受金として6年間ここに置いたままであったということでございます。これが現状でございます。このため令和2年度の事業決算におきまして、過年度分の公共下水道事業でいきますと約2億600万円、年度に直しますと1年間約3,400万円、農業集落排水事業におきましては約2,000万円、年間に割り振りますと年間約340万円の収益化すべき額を決算において一括計上するとともに、合計残高試算表と固定資産台帳との整合を図りましたということで、本年度の9月議会におきます決算において、この資料を用いまして議会の方にもご報告をさせていただいております。続いて裏面の方をお願いしたいと思います。今回の過去の6年間の一括計上したことによります影響についてまとめてございます。まず一つ目でございますが、経営についてどうであったかということでまとめてございますが、一つとしましては、一般会計繰入金の収益化を行っていなかったことから、決算処理において純利益を処理上よりも少なく計上していたため、企業債償還へ充てるための目的であります、補填財源となる減債積立金への積立額が、その分少なく計上される形となっておりました。一方で②収益として整理すべき長期前受金戻入として計上されていなかったため、それに充てるべき減価償却費等から控除されておらず、補填財源の損益勘定留保資金がその分多く計上される形となっておりました。結果ですが、それぞれ2つの補填財源については、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額に充てるための財源でありまして、それぞれ財源元は異なっていたものの、同額が計上される形となっておりました。またそれぞれの補填財源は、現金の支出を伴わない会計帳簿上の処理でありましたことから、これまでの経営、今後の経営については支障のないものということで報告をさせていただいております。次に二つ目

でございます。下水道使用料金についてはどうだったかということでございますが、現在の下水道使用料金の関係につきましては、平成30年度のこのような下水道審議会におきまして、当時は平成31年から33年の3カ年について審議をいただき、結果、使用料改定率の目安となります使用料対象経費と、使用料予定収入の割合が、対象期間内におきましては現行の使用料水準を維持したとしても、ほぼ均衡がとれるということから、審議会では、下水道使用料の値上げの改定を行わないことが望ましい、そういった答申をいただき、現行料金を据え置いております。そこで今回、収益化すべき額を含めた収支計画により試算したところ、下表のとおり使用料収入を、1世帯1カ月あたりに換算しますと4,040円となりますけれども、今回の収益化を含めた資産をしたところ1世帯当たり一月あたりになりますと3,963円というような結果となり、使用料収入につきましては1世帯あたり77円を下回るというような影響がありました。しかしながら、料金改定への改定基準の判断には影響のない範囲であったということで、前回の審議会でお見せした議論の中には影響のないものということで考えております。最後、今後の対応ということで示してございますが、今回の資金的収入として繰り入れた一般会計の繰入金については、その処理に関します職員の認識の不足等が要因となりまして、収益化が行われず会計処理がされておりました。今後につきましては、以下のような公営企業会計、複雑な会計となりますが、こういった積極的な研修会への参加によりまして、適正な会計処理の知識の習得、また複数職員によりますチェック機能体制の構築強化、また、他の公営企業会計職員との交流によります課題の共有や知識の向上等を行いまして、今後再発防止に努めてまいりたいということで考えております。先ほども触れましたが、以上につきましては令和2年度の下水道事業、農業集落排水事業の会計、決算の中で議会等の皆様にも話をさせていただき、ご承認をいただいているところでございます。説明は以上となりますが、これについてご意見等ございましたらよろしくお願いします。

(特になし)

よろしいですか。ご説明をしましたら特殊な言葉が出てきておりますので、分かりづらいかもしれませんが、この審議会でも第2回、3回の中で先ほど話題に出ていましたが、分かりやすい資料を用いまして、ご審議をしていただきます。その中で特殊な名称ですとか、そこでご説明をさせていただきたいと思っておりますので、その時収益化に関するご意見があったらその場でも結構だと考えておりますので、よろしくお願いします。

(特になし)

ご意見等よろしいでしょうか。よろしければ次に進めさせていただきたいと思っております。

それでは次第の8番、審議事項に移りたいと思いますが、ここからは会長より進行の方をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

8 審議事項

会 長：それでは早速審議に入りたいと思います。

その前に、ただいま報告いただきました、下水道事業及び農業集落排水事業の会計の処理の不備の説明でございますが、私は大まか、なんとなく分かったような、しかしよく分からないようなところがございます。この点につきましては後日、ご質問ございましたらお受けすることといたしますので、よろしくお願いいたします。

1 大町市の下水道使用料について

(1) 現在の下水道使用料体系

(2) 下水道使用料の過去の答申経過

(3) 下水道使用料収入等の推移

会 長：それでは審議に入ります。

まず大きな1番、大町市の下水道使用料について、(1)(2)(3)とあります。説明をしていただいて、その後質問をお受けしたいと思いますので、説明の方をよろしくお願いします。

お客様係長：それでは1番の大町市の下水道使用料について(1)現在の下水道使用料金体系の説明から始めさせていただきます。お手元の審議資料1番をご覧ください。

現在の下水道使用料ということで、1カ月税抜きの基本料金から超過使用料について記載がしてございます。これにつきましては公共下水道、農業集落排水事業、統一料金でございます。1月当たり10³m³までが基本使用量、10³m³を超えた部分から超過使用料ということになります。使った分だけ料金が上がっていくといったような段階的な料金設定になってございます。一般的な部分と公衆浴場等ございますが、ほとんど一般的な部分が料金の主なものになっております。一覧で示してございますけれども、計算方法といたしまして、例として一般家庭で50³m³使用した場合、上下水道料金、基本的に2カ月に一度の請求でございますが、2カ月で50³m³使用した場合の例といたしまして、下に計算方法が記載してございます。分かりやすく説明しようとした場合、使った量を2で割っていただくと1月当たりの使用量というものが出るかと思えます。この場合50³m³なので、1月当たり25³m³使用したということになりまして、そのうちの10³m³までは基本料金の1,550円、それから残り11³m³から20³m³までが1,900円ということで、この10³m³分が1,900円、それから25³m³ということで21³m³~30³m³に5³m³分があてはまるといった計算になりますので、5³m³使ったということで1,000円ということになります。それぞれを2倍にした金額が、下段の3,100円、3,800円、2,000円といった、それぞれの段階的な料金になります。これを足し上げて税抜きでございますので、消費税10%を加えた890円の合計額で50³m³消費した場合、下水道料金につきましては2カ月で9,790円といった計算になります。

す。50 m³ということで計算しやすいのですけれど、10円未満の端数が出た場合は当市では切り捨て計算をしております。簡単な説明ですが（１）は以上でございます。

続きまして（２）下水道使用料の過去の答申経過ということでございます。平成8年度からご審議いただいて、平成8年、平成11年、平成14、15年度、平成18年度、平成24年度、それぞれ改定をさせていただいております。平成25年の改定以降は消費税の増税による改定となっております。実質、平成25年4月1日の4%の改定以降は、消費税の増税分だけ上がっているといった形になってございます。それから1月20 m³使用した場合の使用料ということで使用料を記載しております。それをグラフにしたものが、下の青い棒グラフになっております。それから赤い部分については、当市の水洗化率ということで折れ線グラフにて示してございます。

簡単ですが、引き続いて（３）下水道使用料収入等の推移ということで、令和2年度の下水道使用料収入は4億547万円で、前年度に比べ1,830万円ほど増加しました。これにつきましては、駅前の大型宿泊施設の開業や、新型コロナウイルス感染対策等による外出機会の減少による巣ごもり需要ですね、そういったことで、水道料金とともに前年度より増加している状況でございます。これがいつまで続くかということがこれから課題になっていくかと思っておりますけれども、令和2年度につきましては、前年度より増えているといった使用料及び有収水量が増えているといったグラフになっております。下の表が公共下水道使用料、農集排の使用料、有収水量の使用料をまとめたものになっております。

以上、簡単ではございますが1番の説明を終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

会 長：ありがとうございました。

それではただいまの説明（１）（２）（３）について、何かご質問ある方お願いいたします。

A 委員：下水道の使用料については、上水道の使用料とあわせて使っているということでもよろしいですか。それともう一つ、2ページ目の（２）の水洗化率が下がっているところがあるのですが、これはどういう意味なのか教えていただけたらと思います。

お客様係長：ただいまのご質問にできる限りお答えいたしたいと思っております。

最初のご質問でございますが、下水道使用料は水道使用料に比例しております。10 m³水道を使用した場合は下水道も10 m³使用しているといった基本的な計算で、中には外水道ということで、外水道の分は減水メーターを別につけてまして、その分は差し引いて、10 m³使っても外水道で2 m³使ったら下水に流したのは8 m³ということで、そういった計算の仕方をしているご家庭もあります。

すが、基本的には水道と同じ量を下水道にも流しているという考え方で、料金の算定させていただいております。

A 委員：メーターが2つあるご家庭もあるのですか？

お客様係長：2つ目のメーターは、基本的には設置された方の自己負担で設置していただいて減算してもらっております。

それから2番目の水洗化率の増減につきましてですけれども、最初の頃の上がったり下がったりの部分につきましては、何年か前の話になるかと思いますので、私からは令和元年から2年について下がっていますので、これについて説明させていただきたいと思います。水洗化率については皆さんから非常に関心が高いことで、毎年それに関しては市議会議員の方々からご質問いただいております。当然、県内でも水洗化率について大町市は高くないものですから、水洗化率を上げる努力をしろといったことで、日々発破をかけられている状況でおりますが、実は令和2年につきましては、計算方法を見直させていただきました。実際どんなことをしたかといいますと、基本的に一つの家庭で下水は一カ所だと考え方があったのですが、例えばご家庭以外の倉庫や物置とかにつなげているものについては当然そこには下水はないので、そういったもののカウントを除外したり、建物がないのに水道だけあるというような所も下水がないので、その部分のカウントを除外したり、そういった全体数の精査をさせていただきました。それによりまして、令和元年度よりは空き家、今まで人が住んでいた家が住まなくなった家も件数としてはかなりありまして、そういったものを見直した結果、水洗化率は下がった結果になってしまった。ですが、現実的な数字といたしましては、より精度の高い数字になっているのかなと思っております。正しい数字を出しただけではなくて、これからいかに上げていくかにつきまして検討していったら、上げるようにという考え方で進めていきたいと思っています。よろしくお願いします。

会 長：ほかに何かご質問ございますか。

B 委員：下水道使用料金と水道料金を合わせた2カ月分を振り込みで今払っていますよね。そういうことなのですよ。この金額、プラス水道料が2カ月に一回引き落とされているということですね。

お客様係長：はい、その通りです。

B 委員：わかりました。ありがとうございました。

松田会長：ほかに何かございますか。よろしいですか。(1)(2)(3)まで。

(特になし)

それでは、2番の下水道使用料算定について説明をお願いいたします。

2 下水道使用料算定について

経営係長：それでは、下水道使用料算定についてご説明いたします。審議資料2をご覧ください。本日の内容につきましては、使用料の算定に当たって基本的な考え方の説明となります。こちらの資料ですが、国土交通省において、令和元年8月から令和2年6月にわたり「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会」というのが4回開催されました。その際に使用した資料がこちらになりまして、今回同じ資料を用いましてご説明いたします。後ほど出てきますが、日本下水道協会発行の、下水道使用料算定の基本的な考え方と同様の内容となります。

それでは1ページ目をご覧ください。1つ目として下水道事業の経営原則。下水道事業は独立採算の原則ということで、地方財政法上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく、独立採算制の原則が適用となります。続きまして、雨水公費、污水私費の原則。下水道事業にかかる経費の負担区分は雨水ですね、雨による水は公費、と汚れた水、污水は私費が原則となります。雨水公費とは、雨水は自然現象に起因し、排除による受益が広く及ぶことから公費により負担、污水私費とは污水は原因者や受益者が明らかなことから、私費、使用料になりますが、これにより負担、ただし污水处理に要する経費のうち、公共用水域の水質保全への効果が高い高度処理の経費や、合流式下水道に比べ建設コストが割高になる分流式下水道に要する経費の一部などは、公的な便益も認められることから公費により負担、経費の負担区分に基づき一般会計が負担することから公費により負担とされている経費は、一般会計繰出基準、総務副大臣通知となっておりますが、こちらで明らかにされており、当該経費は地方財政計画に計上され、所要の財源措置が講じられております。そのため污水に係る維持管理費及び資本費のうち、公費負担分を除いた全額が使用料対象経費となります。続きまして、2ページをご覧ください、2番目として下水道使用料徴収の法的根拠、こちらの方については、地方自治法と下水道法に基づいて根拠が書かれております。地方自治法第244条第1項、普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設を設けるものとする。同じく225条に、普通地方公共団体は第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用、または公の施設の利用につき使用料を徴収することができる、となっております。同じく第228条第1項に、分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については条例でこれを定めなければならない。同じく下水道法第20条第1項にも規定されています。公共下水道管理者は、条例で定めるところによりということなので、大町市においては大町市公共下水道条例というものがあります。その第23条に使用料の徴収、同じく第24条に

使用料の額ということがうたっております。また、大町市農業集落排水施設条例第13条にも同じく使用料の徴収、第14条に使用料の額ということで明記されております。続きまして3ページをご覧ください。こちらが下水道使用料算定の基本的な考え方となります。下の○の方へいきます。下水道使用料算定の基本的考え方は、使用料の算定方法、使用料体系等に対する具体的な考え方を示して欲しいとの市町村等からの要請に応えるため、下水道法第20条第1項の規定に基づく、使用料の徴収に係る使用料の制定、又は改定のための事務の参考として、自治省と協議のうえ作成したもの、ということで、基本的な考え方に基づいて事務をしていくということになります。これらの考え方における使用料算定の作業フローは以下のとおりである。こちらに使用料算定の作業フローが図になっております。それでは、4ページと5ページもあわせて説明していきます。まず使用料対象経費の算定、左側になります。4ページにあります、aとして財政計画等の策定・確認について、使用料を算定する際の最初のプロセスであり、使用料算定の基礎となる重要な作業となります。下水道事業を実施するに当たって策定している財政計画、事業計画、経営戦略等の各種計画や総合的なまちづくり計画等を確認し、以降の作業の前提となる条件、活用できる推計値等を整理、使用料算定期間における①施設の整備計画、②施設の管理計画、③職員の配置計画及びこれらの計画の前提となる、④排水需要の予測がその根拠として必要となります。続いてbになります。使用料算定期間の設定、財政計画等の計画期間等も踏まえて、下水道使用料の算定のために使用料対象経費を算定する期間として、一定の使用料算定期間を設定します。下水道使用料は、日常生活に密着した公共料金としての性格から、できるだけ安定性を保つことが望まれる反面、余りに長期にわたってその期間を設定することは、予測の確実性を失うこととなる。これらのことから、使用料算定期間は一般的には3年から5年程度に設定することが適当。大町市の場合は、概ね3年を目安として設定しております。続いてc、収支見積もりに基づく使用料改定の必要性の確認。現行の使用料体系及び財政計画等を基に使用料算定期間中の収入、支出額をそれぞれ見積もり、財政収支バランスを確認することにより、使用料改定の必要性を判断します。dの使用料対象経費の算定。財政計画を基に推計した使用料算定期間中の下水道管理運営費を算定した上で、使用料の対象とならない経費等を控除して使用料対象経費を算定する作業。そこから控除するのは、①公費負担経費、②付帯的事業経費、③関連収入、④所要の長期前受金戻入、続いてeになりますが、収支過不足の確認ということで、現行使用料体系を基に推計した使用料収入と使用料対象経費とを比較し、収支過不足の確認を行うとともに、使用料改定率の目安を判断する作業。改定率の程度によっては、建設計画や事業財源の見直し、段階的な改定等を検討する。cとdとeにつきましては、次の審議会にて具体的な数字をお出しして、お示しいたします。続いて使用料体系の設定。5ページと合わせてご覧いただくことになります。昨年度の水道料金の算定でお示ししたのと同様に、使用料対象経費をその経費の性質等に応じて適正に各使用者群に配賦した結果に基づき、各使用

者群の使用料単価を設定することになります。使用料が使用者の使用の態様に
応じた妥当なものであることを確保するためには、各使用者群それぞれが要す
る経費である個別原価を適正に求め、これに基づく使用料の設定を行うことが
原則となります。フローの a になります。使用料対象経費の分解ということで、
こちらは、使用料対象経費を構成する各経費の性質に着目して、使用料対象経
費を分解する作業になります。水道の時も出ましたが、需要家費、固定費、変
動費というのに分解します。続いて b の使用者群の区分ということで、排水需
要及び排水水質の態様に応じて、使用者のグルーピングを行う作業、言い換え
ますと排水した水量や、排水した水の質をどのように区分して設定するか、検
討する作業になります。続いて c の使用料対象経費の配賦です。経費の性質に
応じて配賦します。その経費が需要家費にあたるか、固定費にあたるか、変動
費にあたるか、配賦します。 d の使用料体系の設定です。以上から使用料対象
経費の配賦の結果を受け、基本使用料及び基本水量の有無、累進度の設定等の
条件を加味した総合的な検討を行い、使用料体系を構築します。使用料対象経
費の配賦をして、理論的に導き出された結果を、大町市の排水需要構造のバラ
ンス等を考慮した合理的理由により調整を行い、最終的な使用料体系を形づく
る作業という形で、使用料金の体系を設定していきます。続いて 6 ページにな
ります。使用料体系の種類になります。ここに書いてありますように、一部使
用料制と二部使用料制という体系があります。大町市の場合は二部使用料制を
とっております。基本使用料と従量使用料制ということで、二つを組み合わせ
て料金の体系を作っております。下に参りますが、そちらに累進使用料制や水
質使用料制と、用途別使用料制という組み合わせもありますが、大町市は、水
質使用料制はとっておりません。用途別使用料制はここにありますように公衆
浴場、料金体系には使用区分がされていますが、現在該当する公衆浴場は大町
市にはありません。続きまして 7 ページをお願いします。こちらの先ほどの使
用料体系の種類の説明になりますが、説明は省略させていただきます。 8 ペ
ージをお願いします。こちらからは国土交通省における検討会において、全国の
状況を示した資料になります。こちらは使用料体系の推移ということで、こち
らの表のとおりになりますが上の○ですが、基本使用料と従量使用料の二部使
用料制を採用している団体は 1, 300 事業体で、約 9 割を占めており、大町
市はこちらに分類されます。表でいきますと、使用料体系（1）の従量料金制
の基本料金あり、こちらに入ってきます。続いて 9 ページをお願いします。こ
ちらは使用水量制の見直しの状況ということなのですが、こちらは政令市と中
核市の状況ですので、大町市は入っておりませんので、また後ほどご覧ください。
続いて 10 ページをお願いします。維持管理費・資本費の使用料対象経費
への算入状況。こちらは、維持管理費及び資本費の全部を使用料対象経費に算
入しているか、一部なのかという状況になります。大町市の場合は 2 番の維持
管理費は全部、資本費は一部という分類に入ります。維持管理費は全部になる
のですが、資本費のうち減価償却費と支払利息は、対象経費に算入しておりま
す。構成比としては全国の 30.5 %の中に入っている状況です。 11 ページ、

最後になります。下水道使用料の改定状況。こちら全国の割合になります。公共下水道事業のみにありますが、現行使用料体系の施行日から経過年数別の割合ということで、円グラフと横の棒グラフになります。消費税の増税を除きまして、大町市は平成25年4月1日に改定して以来改定しておりませんので、約8年にわたり同じ料金体系をとっております。左の円グラフになりますと6から10年の278という中に大町市が入っています。人口密度別というのが、こちらがどの数値をとって密度を見て計算しているのかわからないのですが、大町市の場合の公共下水道の供用開始した面積が、令和2年度末では1,141.7ヘクタールあります。そのうち水洗化した人口が14,014人になりますので、それを計算しますと、約1ヘクタール当たり12人ということになりますので、このグラフでいくと同じこの面積と水洗化人口で割った割合でいきますと、25人未満ヘクタールの一番下にありますが、6から10年の数値になります19.0の部分に入ることになります。委員の皆様には、こちらの算定を基にして今回料金改定についてご審議いただくことになりますので、今回は基本的な考え方の説明となりますが、次回からは具体的な数値を用いてご説明いたしたいと思います。説明は以上になります。

会 長：ありがとうございました。

ただいま下水道使用料の算定についての概略をご説明いただきました。この辺についても、なかなか理解しがたいところが多々ございますが、今後の審議の過程において大町市に当てはめて説明をいただきながらご理解をしていきたいと思っております。何かご質問ございますか。

A 委員：今説明をいただいた2ページ目の(1)の下水道事業の経営原則の雨水公費・汚水私費の2番目のところですけれども、下の矢印の2行目と3行目の、合流式下水道と分流式下水道というのがありますが、この違いを説明していただきたいと思います。

それからもう一つ次のページ、2ページのところの一番上の普通地方公共団体という名称が出てきますが、普通地方公共団体があるということは特別地方公共団体というものもあるのかということをお聞きしたいです。

下水道施設係長：合流式下水道と分流式下水道の違いについてご説明したいと思えます。合流式下水道といいますのは、雨水と汚水の両方を管渠でまとめまして末流の処理場で処理する施設のことを合流式下水道と申します。分流式下水道と申しますのは、汚水のみを管渠で集めまして下流の処理場で処理をするスタイルとなります。大町市におきましては、この分流式下水道というものを採用しております。以上です。

A 委員：はい、ありがとうございます。

事務局：先ほどの普通地方公共団体のご質問でございます。普通地方公共団体というのは、都道府県市区町村のことを言います。特別地方公共団体というのは自治法で定めます、いわゆる特別区、わかりやすく言えば東京２３区などのことをいいます。以上となります。

会 長：よろしいですか。

A 委員：はい。

会 長：ほかに何かご質問はございますか。

C 委員：大町市の浄水センターの能力に対する現在の余力というのはどの程度ですか。

下水道施設係長：すみません。今手持ちに資料がありませんので次の審議会の時にご用意いたします。

会 長：ほかに何かご質問ございますか。

（特になし）

ないようですから次の３番の大町市の下水道処理区について、ご説明をお願いいたします。

３ 大町市の下水道処理区について

下水道施設係長：４月の異動以来半年経ちましたが、分からないことも多々ありますが、よろしくお願いいたします。

それでは大町市の下水道整備の状況について、下水道宅内工事の完了時にも配布しておりますClean life Omachiという青い冊子を利用してご説明したいと思います。

大町市には大きく分けると、国土交通省の補助金で整備をした公共下水道のエリアと、農林水産省の補助金で整備をしました農業集落排水事業のエリアがあります。汚水を集める管渠や汚水をきれいにする処理場の建設を、この補助金を利用して整備しております。それでは冊子をお開きください。この内側のページを見ていただきたいと思います。公共下水道事業は大きく分けると３つのエリアがあります。北より木崎湖周辺に展開する仁科三湖処理区と、大町市の市街地を中心に展開する大町処理区があり、二つの処理区域は下水管渠で集められ、社青島にあります大町浄水センターで処理をされます。絵の公共下水道事業計画、大町処理区というところがございますが、右側この絵の右側になりますけれども、これが大町処理区、その左側が仁科三湖処理区ということで黄色いエリアになります。処理場につきましては、青島にある赤い丸で示されているところ、この右側の絵の下左側のところ、高瀬川のそばに大町浄水センターと書いてあるところに位置しております。整備面積につきましては、１

区合わせまして計画で約 8 6 1 ヘクタールとなっております。また南にあります常盤処理区につきましては、清水・上一・下一・須沼・西山などの、一部地域を除く常盤の地区の汚水を下水管路で集め、松川村が管理する松川浄水苑で処理をされます。整備面積につきましては、計画では 4 2 2 ヘクタールとなっております。この絵の右下の絵になります、これが常盤の処理区となります。黄色いエリアが予定をしている区域と実際に集めている区域になります。パンフレットに関しましては最新のものでないため、数値等に違いや、また色塗りされている中にも実際には下水道の未整備の地区も含まれております。次に左下の図をご覧ください。社南部地区、閨田・曾根原・宮本を中心に整備された農業集落排水事業、社南部処理区となります。処理施設は南の赤い丸となります。平成 9 年に供用開始され管路施設 1 5 . 8 キロメートルをもち、接続件数は現在のところ 2 8 6 戸となっております。それでは、裏面をご覧ください。裏面は右側の上の絵になります。裏面は八坂地区 5 地区において行われた農業集落排水事業となります。図の右上から八坂舟場地区を処理区域とする舟場農業集落排水施設、供用開始が 1 2 年、管路施設が 2 キロメートル、接続件数は 4 3 件の施設となります。図の左上は八坂切久保地区を処理区域とする切久保農業集落排水施設、供用開始平成 1 0 年、管路施設 2 . 5 キロメートル、接続件数 4 0 件となります。図の右は八坂野平地区を処理区域とする野平農業集落排水施設で、供用開始が平成 1 1 年、管路施設が 2 . 4 キロメートル、接続件数は 4 5 件となっております。また、さらに小規模な地域における整備を目的とした小規模集合排水処理事業において整備をされた図の右下の八坂野平南地区を処理区域とする野平南農集排処理場、供用開始 1 1 年、管路施設 0 . 9 キロメートル、接続件数 1 3 件という施設になります。それから図の左下の八坂明野地区を処理区域とする明野農集排処理場につきましては、供用開始が 1 3 年、管路施設につきましては 0 . 5 キロメートル、接続件数は 1 9 件の施設となります。全体の施設については以上となります。またその他に個別処理区域ということで、下水道施設係の仕事として浄化槽の補助金の申請を行っております。以上となります。

会 長：ただいまの下水道処理区についての説明をいただきましたが、これについてご質問をお受けします。

A 委員：仁科三湖処理区はどこで処理されているのですか。

それともう一つ、美麻には下水道の処理施設はないということですか。

下水道施設係長：仁科三湖処理区の処理場につきましては、公共下水道ということになりまして、青島にあります処理場にて処理しております。それから、美麻につきましては、平成 1 8 年の合併とともに大町市ということで編入されましたが、当時の村で各戸、浄化槽の整備が実施されまして、集合による農業集落排水のような事業の施設がございます。

会 長：よろしいですか。他にありますか。

D 委員：常盤地区の関係が松川村で処理されているということなのですが、これはどのような契約になってやっているのか。教えてください。

下水道施設係長：当時、建設の際に協定を結びまして、負担割合を汚水量で判定しております。現在は、処理の関係は一括、松川村にお願いしまして、市のほうから処理に関する負担金を払って松川村に全部委託してございます。

会 長：何かほかにございますか。

八坂の支所、小中学校はどうなっているのでしょうか。

下水道施設係長：八坂の小中学校につきましては浄化槽ということでよろしいかと思えます。

会 長：支所もそうですか。

下水道施設係長：そうです。支所も浄化槽です。

会 長：はい、わかりました。

ほかに何かご質問ございますか。

(特になし)

なければ本日の審議を終了したいと思います。

本日は誠にありがとうございました。以上で本日の審議を終了いたします。

課 長：はい、松田会長ありがとうございました。

今日の審議の内容につきましては、ご説明ありましたとおり、現状の使用料金の体系や過去の答申、それから下水道使用料の改定に伴います基本的な考え方につきまして国土交通省の考え方ということでお示しをしました。この後、第2回、第3回目になりますと、先ほど会長さんからお話ありましたとおり、できるだけ分かりやすい資料を用いまして、大町市の現状の収支計画、今後の改良計画、そういったものをお見せしまして、今度、具体的なご審議をいただくような形になるかと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと合わせまして、今日の資料の中で、今ご説明したClean life Omachiのパンフレット以外に大町の浄水センターのパンフレットもあるかと思えます。こちらについては、市内の小学校4年生が毎年水道の施設の社会見学、また下水道施設の社会見学、そういったことの学習の一環でお配りして勉強していただいているパンフレットでございます。そういったことから、今日ご説明は省略しているのですが、またご覧いただければありがたいなと思っております。

9 その他

1 次回開催日について

課 長：それでは、最後、その他ということで移りたいと思います。

次回の開催日の予定について、ご提案でございますが、先ほどの会議日程案でございますが、11月の上旬ということで事務局側からのご提案からいきますと、11月の11日木曜日、会場の関係でございますが、14時くらいを予定しておるのですが、いかがでしょうか。もうすでにほかのご予定とか入っている方いらっしゃると思いますか。

A 委員：社会教育研究大会があります。

課 長：はい、ただいまの1名の委員さん、ほかの大事な会議があるということでございます。この後調整をさせていただきたいと思いますが、会場の関係ですとか、ほかの会議等の関係がございます。この間、会長さんのご予定をお聞きしたところですが、11月8日と11日ということで、8日あたりは、大丈夫ですか。あと会場の関係がありますので、8日と11日という二つの案をもって検討させてください。改めて通知のほう出したいと思いますが、いかがですか。なんとなくの予定ですが、A 委員には申し訳ないのですが、会場の関係で11日になる可能性もあるということだけお願いいたします。8日、11日で検討したうえで、ご通知のほう出したいと思います。合わせまして、先ほどご説明しました、今度、より詳細な資料を作るのですが、それを事前に合わせて郵送したいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。次回の開催については二つの日にちの中で検討するということをお願いします。

2 その他

課 長：その他のまたその他ということで会長さん、ほかの委員の皆様から何かございますか。よろしいでしょうか。

10 閉会

課 長：それでは第1回目の審議会、滞りなく終了いたしました。

これをもちまして、第1回の大町市上下水道事業経営審議会を閉会させていただきます。本日はお忙しいところありがとうございました。

《閉会 午後4時27分》